

3 海洋環境の維持・保全

(1) 海洋環境の保全等海洋の安全保障

ア 生物多様性の確保等の推進

○生物多様性国家戦略 2012-2020 等に従い、国際的な枠組の下、愛知目標等の達成に向けて、海洋保護区の適切な設定、気候変動・海洋酸性化への対応、海洋ごみへの対応等に取り組みました。(外務省、環境省)

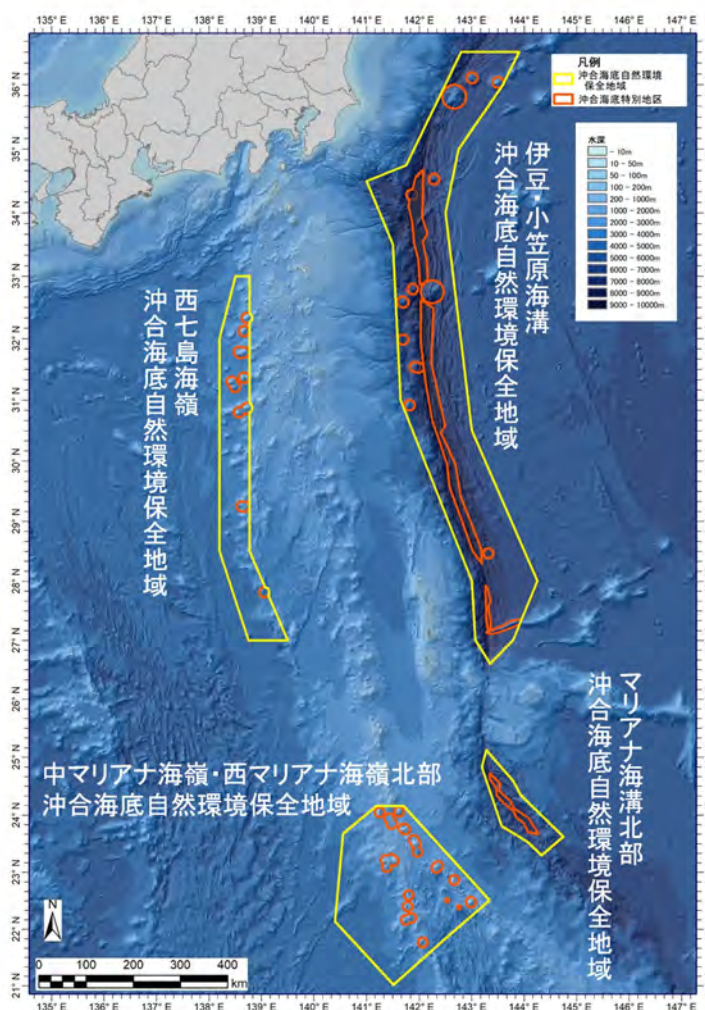
① 海洋保護区の適切な設定及び管理の質的充実の推進

○平成 28 年に環境省が公表した「生物多様性の観点から重要度の高い海域」を踏まえ、平成 31 年 4 月に自然環境保全法の一部を改正して創設した「沖合海底自然環境保全地域」について、令和 2 年 12 月に小笠原方面の沖合域 4 地域を指定しました。(環境省)

○指定した沖合海底自然環境保全地域の一部について、環境調査を実施し、順応的管理を行うための基礎データを取得しました。(環境省)

○海洋保護区における適切な水産資源の管理に資するため、平成 28 年度から 5 か年計画で既存の海洋保護区においてとられた管理による、食料や観賞魚となる水産資源などの生態系サービスへの影響の検証を進めています。また、平成 30 年度からは、国内外の優良事例についての管理実態や有効性に関する情報収集等の取組を行っています。(農林水産省、環境省)

○令和元年度に総合海洋政策推進本部参与会議の下



に設置した「海洋保護区のさらなる拡大と管理のあり方に関するスタディグループ（SG）」の成果を令和2年6月に報告書として公表しました。本報告書では、我が国の海洋保護区の面的拡大と質的充実に向けた課題等についてまとめました。（内閣府）

○漁業関係団体等への説明会や国際イベントの場を通じ、海洋保護区設定の必要性の浸透等、国内外における理解促進を図りました。（農林水産省、環境省）

② 脆弱な生態系の保全への取組

○青森港、阪南港（大阪府）等において、港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全等を行ったほか、各地の漁業者等が行う藻場・干潟の造成・保全と併せたウニ、アイゴ等の食害生物の駆除や海藻類の移植等の取組を支援しました。藻場・干潟が衰退している海域のうち、総合的な回復対策を行う海域数は、令和2年度は41海域でした。（国土交通省、農林水産省）

○西表石垣国立公園（沖縄県）において、白化状況の把握を含むサンゴ群集のモニタリング調査及びサンゴに対する攪乱要因を明らかにする分析調査等を実施しました。（環境省）

○サンゴ礁に関しては、過年度に実施したモニタリング調査及び群集修復事業の結果を踏まえて令和元年度に改定した石西礁湖自然再生事業の実施計画に基づき、サンゴ群集の調査及び保全・再生に取り組みました。（環境省）

○「サンゴ礁生態系保全行動計画 2016-2020」や「サンゴの大規模白化現象に関する緊急宣言」を踏まえ、サンゴ礁生態系の保全・再生を総合的かつ効果的に推進するため、地域が主体となって取り組む体制を構築するためのモデル事業を3か所で行いました。（環境省）

○沖縄県や鹿児島県における農用地及びその周辺からの赤土等の流出を防止するため、水質保全対策事業（耕土流出防止施設整備）により、承水路や沈砂池等の整備、勾配抑制、グリーンベルト等の植生保護を実施しました。水質保全対策事業に関しては、沖縄県策定の沖縄21世紀農林水産業振興計画における整備目標面積8,800ha（令和3年度）に対し、令和2年度末で6,495ha（進捗率73.8%）の整備済面積となっています。（農林水産省）

○サンゴ礁の現状把握として、モニタリングサイト1000¹⁸のサンゴ礁調査（21か所）において、サンゴ被度、白化率、物理環境などのモニタリング調査を実施し、



モニタリングサイト1000 サンゴ調査風景
（提供：生物多様性センター）

¹⁸「モニタリングサイト1000」<http://www.biodic.go.jp/moni1000/index.html>

結果を公表するとともに、浅海域生態系現況把握調査において、小笠原諸島の周辺海域でサンゴ礁の分布域を把握しました。また、現行計画の最終評価を行うための関係省庁・関係自治体・専門家の参加したサンゴ礁生態系保全行動計画の最終評価会議を3月に開催しました。(環境省)

- 環境省では、平成30年度に取りまとめた環境省レッドリストの統合方針に基づき、令和元年度から環境省版海洋生物レッドリストと環境省レッドリスト(陸域のレッドリスト)の評価体制を統合しました。また、水産庁と連携し、海域の生物も含めた国内の野生生物の絶滅のおそれを評価するための手引を作成するとともに、この手引を用いた環境省と水産庁によるレッドリストの評価体制を構築しました。また、第5次レッドリストの公表に向けた改訂作業を進めました。(農林水産省、環境省)

③ 国家管轄権外区域の海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進

- 国家管轄権外区域の海洋生物多様性(BBNJ)「政府間会議第4回会合」までの会期中、各国代表等が参加するオンラインによる意見交換が実施されており、BBNJの保全及び持続可能な利用に関する新協定の作成に向けて、関係省庁間で整理した日本の基本的な考え方に基づき、議論に積極的に参加しています。(内閣府、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、環境省等)

イ 気候変動・海洋酸性化への対応

- 総合海洋政策本部参与会議の下に「気候変動が海洋環境及び海洋産業に与える影響について検討するプロジェクトチーム(PT)」を設置、気候変動に対する緩和策・適応策について検討しました。(内閣府)

- 海洋環境や海洋生態系に対する影響把握のため、次の観測・監視を行うとともに、JODCに集積して情報共有を図っています。

- ・水産研究・教育機構及び都道府県水産試験研究機関等の調査船による我が国周辺水域や外洋域における水産資源の資源変動や分布回遊に影響を与える海洋環境等の調査(農林水産省)

- ・水産研究・教育機構の調査船による我が国周辺海域の定線調査(農林水産省)

- ・地球温暖化の進行に大きな影響を与える海洋の炭素循環、熱輸送過程の変動及び海水温上昇を把握するための北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測(文部科学省、国土交通省)



アルゴフロートの投入の様子(提供: JAMSTEC)

- 気候変動及びその影響の予測・評価、海洋における適応策に関して、次の取組を行

いました。

- 地球シミュレータ¹⁹等のスーパーコンピュータを活用した、気候変動の予測技術等の高度化による、気候変動に起因した多様なリスク管理に必要な基盤的情報の創出及び高潮や海岸被害等の気候変動影響や、適応策の効果の評価等を総合的に行う技術の地方公共団体等との共同・研究開発（文部科学省）

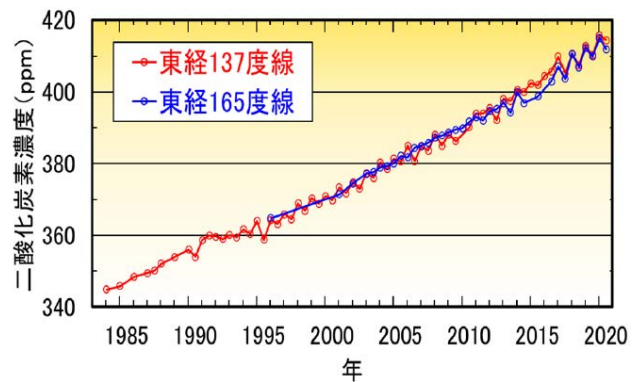
- 国内外他機関による観測データや国際的なデータベースを用いた、全球の海洋に蓄えられている熱量の長期変化、全球における海洋による二酸化炭素吸収量及び海洋酸性化に関する情報の公開（文部科学省、国土交通省）

- 「ブルーカーボンの評価手法及び効率的藻場形成・拡大技術の開発」の課題への取組（農林水産省）

- 養殖ワカメの交雑により作出した、高温耐性と高収穫性を合わせもつ新たな養殖用株の特性評価（農林水産省）

- 「適応策評価のための気候変動に伴う沿岸環境急変現象の変動と影響評価モデル開発」の課題への取組（農林水産省）

- 北西太平洋域における海洋気象観測船とアルゴフロートによる観測データを基にした、代表的定線における、大気及び表面海水中の二酸化炭素の長期変化、海洋内部への二酸化炭素蓄積量の変化、さらに海洋酸性化の進行等の解析結果の公開（国土交通省）

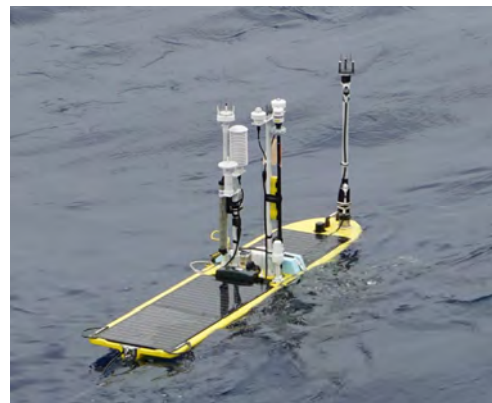
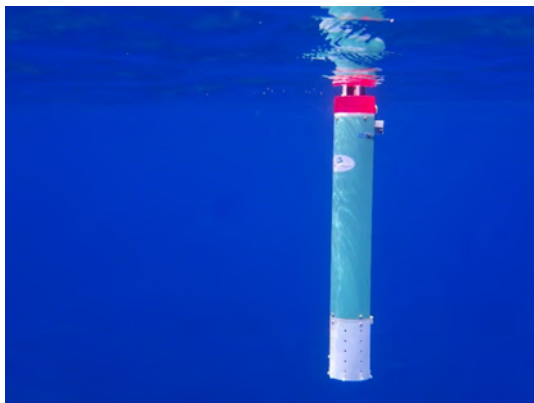


日本付近の二酸化炭素濃度 (洋上)

赤線：東経 137 度線に沿った北緯 7 度～33 度の平均値
青線：東経 165 度線に沿った北緯 9 度～28 度の平均値

○JAMSTEC では、国際的な枠組の下で実施されている観測システムの維持運用、表層グライダーや無人自律航行艇の実用化、漂流型観測フロート等を用いた新たな観測技術の開発に取り組んでいます。（文部科学省）

○平成 30 年 12 月に施行された気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づ



(左) 漂流型観測フロート (右) 表層グライダー (提供：JAMSTEC)

¹⁹ 「地球シミュレータ(JAMSTEC)」 <http://www.jamstec.go.jp/es/jp/>

く気候変動影響の評価に関する報告書（気候変動影響評価報告書）を12月に公表しました。（環境省）

○気候変動適応情報プラットフォーム²⁰において、将来の気候変動及びその影響に関する情報や先進的な取組紹介等の情報を充実させました。（環境省）

○パリ協定等を踏まえ策定された地球温暖化対策計画に基づき、2030年度26%削減の達成に向け、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの最大限の導入等の施策を実施しています。また、パリ協定を踏まえ、令和2年3月に「NDC²¹（国が決定する貢献）」を国連に提出しました。（環境省）

○「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」を12月に公表しました。（内閣官房等）

○IMOにおいて策定された、国際海運全体で2050年までに温室効果ガス（GHG）総排出量を50%以上削減させ、最終的には今世紀中のなるべく早期にGHG排出ゼロを目指す等のGHG削減目標の達成に向け、11月、我が国の主導により新造船に対する世界共通の燃費規制強化（最大50%削減）及び省エネ性能の高い新造船への代替を促進するための既存船に対するCO₂削減の国際ルールを合意に導きました。（国土交通省）

○船舶における環境負荷の低減に関する取組については、「第3部2（2）ア」に記載しています。

○港湾における環境負荷の低減として、国土交通省と環境省が連携し、二酸化炭素排出量の削減を図るため、次の取組を実施しました。（国土交通省、環境省）

- ・静脈物流のモーダルシフト・輸送効率化の推進による、低炭素化社会と循環型社会の統合的実現に向けた取組

- ・IoT機器等を活用した、港湾内及びその背後圏を走行するシャーシの位置等の情報の共有化を図るシステムの新たな導入並びにマルチコンテナシャーシ等の導入促進に向けた取組

○LNGバンカリング拠点の形成に向けた取組については、「第3部2（3）ウ」に記載しています。

○港湾整備で発生する浚渫土砂等を活用し、藻場や干潟の造成等を実施するとともに、ブルーカーボンの活用を拡大するための方策について検討を行いました。（国土交通省）

○気候変動適応センター及び気候変動適応情報プラットフォームを通じて、将来の気候変動や影響等に関する情報を提供しています。（環境省）

○気候変動への影響とその適応に関する理解の増進のための一般向けシンポジウムの実施を通じ、国民に広く認識・理解を得るよう努めました。（文部科学省）

○海洋環境に関する科学的知見の向上に関して、次の国際貢献に取り組みました。（文部科学省、国土交通省）

²⁰ 「気候変動適応情報プラットフォーム（A-PLAT）」

<https://www.adaptation-platform.nies.go.jp/index.html>

²¹ 「NDC」 Nationally Determined Contribution の略。

- 気候変動、海洋酸性化を監視していくため、ユネスコ政府間海洋学委員会（IOC）の下で実施されている「国際海洋炭素観測連携計画（IOCCP）」、「世界気候研究計画（WCRP）」の下で実施されている「気候の変動性及び予測可能性研究計画（CLIVAR）」の下に設立された「全球海洋各層観測調査プログラム（GO-SHIP）」及びアルゴ計画への参画
 - GO-SHIP において定められている測線での海面から海底直上までの観測データを用いた解析
 - 「北東アジア地域海洋観測システム（NEAR-GOOS）」のパイロットプロジェクトとして、ロシア科学アカデミー太平洋海洋研究所と共同で実施した日本海縦断観測
 - 人工衛星や地上、海洋観測等の複数の観測システムが連携した国際的な「全球地球観測システム（GEOSS）」と「データ統合・解析システム（DIAS）」を接続した地球観測データ等の共有
 - 「持続可能な開発のための国連海洋科学の 10 年」が令和 3 年 1 月からスタートすることに先駆け、令和 2 年から笹川平和財団海洋政策研究所／日本海洋政策学会共催の「国連海洋科学の 10 年に関する研究会」にオブザーバ参加し、海洋科学を取り巻く国際情勢を国内関係省庁や関係者で理解を深めるとともに、「国連海洋科学の 10 年」の日本の貢献に向けた活発な議論、検討の実施
- 令和 3 年 3 月にアジア・オセアニア地域を対象とした第 13 回 AOGEO シンポジウムを開催し、新型コロナウイルス感染症下及びポストコロナ時代においても、地球観測が社会課題解決に貢献できる重要な手段であることの再認識等を示す「AOGEO 宣言 2020」が採択されました。（文部科学省）

ウ 海洋ごみへの対応

- 海洋ごみ問題については、「海岸漂着物処理推進法に基づく基本的な方針」を踏まえ、関係府省を構成員とする海岸漂着物対策推進会議が開催され、実態把握、回収処理や発生抑制対策及び国際連携に関する取組状況や今後の予定等について情報共有しながら、連携・協力して取組を進めています。（内閣府、消費者庁、総務省、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）
- 令和元年 4 月～5 月に方針の策定や変更を行った「海洋プラスチックごみ対策アクションプラン」等を踏まえ、海洋プラスチックごみの削減に向けた、実態把握、回収処理、発生抑制対策に関する国内の取組を進めています。（内閣官房、内閣府、消費者庁、外務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省等）
- 2019 年の G20 大阪サミットにおいて打ち出した、2050 年までに海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロにまで削減することを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けて、日本は、国連環境計画（UNEP）等の国際機関とも協力し、海洋プラスチックごみの流出防止策に必要な科学的知見の蓄積支援及びモデル構築支援等、アジア地域における環境上適正なプラスチック廃棄物管理・処理支援等を行っています。（外務省、環境省等）
- 農林水産省では、海洋ごみに関して以下の取組を行いました。（農林水産省）

・「農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業」の中で漁業・養殖業に由来する海洋プラスチックごみの発生抑制対策に関し、漁業・養殖業プラスチック資材の使用量削減方策や生分解性プラスチック等の環境に配慮した素材への転換の検討等を行っています。

・平成3年に策定された「漁業系廃棄物処理計画策定指針」の見直しを行い、令和2年5月に、漁業者等による漁業系廃棄物の計画的な処理を推進するための「漁業系廃棄物計画的処理推進指針」を策定、公表しました。

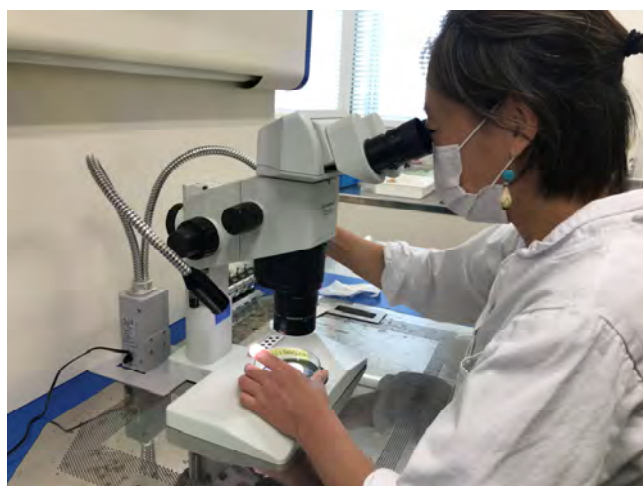
・流木災害の防止に向け、緊急的・集中的な措置が必要な地区における対策を着実に実施するとともに、上下流を一体とした総合的な流木対策を推進しました。

○海岸や沿岸、沖合海域において、マイクロプラスチックを含む海洋ごみの組成や分布密度、マイクロプラスチックに吸着しているポリ塩化ビフェニル（PCB）等の有害化学物質の量等を定量的に把握するための調査・結果の公開をするとともに、環境研究総合推進課題として、海洋プラスチックごみに係る動態・環境影響の体系的解明、生物への影響、計測手法の高度化に取り組んでいます。また、「農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業」において、マイクロプラスチックを摂食した魚介類の生態的情報を把握するため、室内飼育実験による海産魚類のマイクロプラスチック体内滞留時間の調査等を実施しています。（農林水産省、環境省）

○平成30年度から開始した「海洋資源利用促進技術開発プログラム 海洋情報把握技術開発」事業の一課題として、ハイパースペクトルカメラを活用して、海水中のマイクロプラスチックの材質、サイズ、形状、個数を迅速かつ自動で分析するシステムの研究開発に取り組んでいます。なお、JAMSTECでは、潜水調査船や無人探査機等による潜航調査で撮影された映像や画像に映っている海底ごみの情報を抽出し、「深海デブリデータベース²²」として公開しています。（文部科学省）

○JAMSTECは、世界一過酷なヨットレースと言われる Vendée Globe 2020-2021 に参加した白石康次郎氏に海洋プラスチックのサンプリングツールを提供し、南極周辺等でマイクロプラスチックの採取を行いました。（文部科学省）

○海岸漂着物等地域対策推進事業や水産多面的機能発揮対策事業により、海洋ごみの回収処理、発生抑制対策又は環境生態系の維持回復等に取り組む地方公共団体や漁業者等が行う漂流・漂着物等の回収・処理への財政支援



Vendée Globe 2020-2021 で採取したサンプルからマイクロプラスチックを検出する様子
（提供：JAMSTEC）

²² 「深海デブリデータベース（JAMSTEC）」

<http://www.godac.jamstec.go.jp/catalog/dsdebris/j/index.html>

を実施しました。(農林水産省、環境省)

○市町村の廃棄物処理施設の整備を支援しました。(環境省)

○災害時等における海岸管理者等による緊急的な流木等の処理を支援するための取組は以下の通りです。

・災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業により、漂着流木の緊急的な処理に取り組む海岸管理者への財政的支援を実施しました。災害関連事業で処理しきれない流木等の処理については、海岸漂着物等地域対策推進事業により地方公共団体への財政支援を行いました。(農林水産省、国土交通省、環境省)

・水産多面的機能発揮対策事業により漁業者等が取り組む漂流・漂着物等の回収・処理について支援しました。(農林水産省)

○東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び有明海・八代海の閉鎖性海域において、船舶航行の安全を確保し、海域環境の保全を図るため、海洋環境整備船を配備し、海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施しました。なお、大規模な油流出事故等に備え、大型浚渫兼油回収船を配備しています。(国土交通省)

○廃ポリタンク等の国外起因と思われる海岸漂着物について、実態把握調査を実施しました。(環境省)

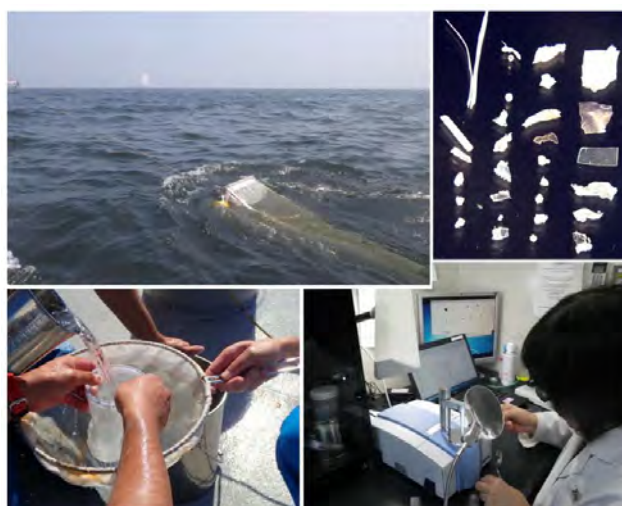
○不法投棄の防止については、国・自治体・市民等が連携して、不法投棄の監視や清掃活動等を実施しました。(環境省)

○河川における市民と連携した清掃活動、ごみマップの作成、不法投棄の防止に向けた普及啓発活動等を推進しました。(国土交通省、環境省)

○平成30年10月から「プラスチック・スマート²³」を立ち上げ、個人・自治体・NGO・企業・研究機関等の幅広い主体から、不必要なワンウェイのプラスチックの排出抑制や代替品の開発利用、分別回収の徹底等の”プラスチックとの賢い付き合い方”の募集、特設サイト等を通じて取組事例の情報発信を行っています。(環境省)

○漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法に関する国際的な調和に向けて6月にガイドラインを改訂しました。また、データベース化を進めるための国際会議を12月と令和3年2月に開催し、議論を行いました。(環境省)

○アジア地域における海洋ごみの実態把握や排出削減に貢献するため、アジア域の国々の研究者及び技術者17名(インドネシア5名、ベトナム4名、タイ4名、ミャンマー4名)を対象に、海洋ごみ調査技術習得の



改訂された「漂流マイクロプラスチックのモニタリング手法調和ガイドライン」の表紙

²³ 「プラスチックスマート Plastics Smart(環境省)」 <http://plastics-smart.env.go.jp/>

ための人材育成プログラムをウェブ形式で実施しました。(環境省)

エ 海洋汚染の防止

- 廃棄物の海洋投入処分について、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」(昭和45年法律第136号、海洋汚染等防止法)に基づき、環境大臣の許可に基づき、適切な処分を行いました。平成29年度以降、陸域起源の廃棄物の海洋投入処分は発生していません。(環境省)
- 「船舶汚染防止国際条約」及び「船舶バラスト水規制管理条約」等の国際約束を遵守する観点から、海洋汚染等防止法に基づき、船舶からの油、有害液体物質、廃棄物等の排出に係る規制、バラスト水処理装置の確認及び未査定液体物質の査定等を行いました。(国土交通省、環境省)
- 関係機関と綿密な連携を強化するため、防除資機材取扱いを目的とした基礎的訓練、情報伝達訓練、初動対応に係る机上訓練等の合同訓練を各機関と計画的に実施しています。(国土交通省)
- 国際油濁補償基金の健全な運営等に関しては、12月の国際油濁補償基金第25回総会で、タンカー事故に係る補償の適正化について、日本の意見を総会の決定に反映させることに努めました。また、船舶の燃料油による汚染損害等の被害者の一層の保護を目的とした「船舶油濁等損害賠償保障法」(昭和50年法律第95号)が令和元年5月に改正、令和2年10月に施行され、その適切な運用に努めました。(国土交通省)

オ 放射線モニタリング等

- 東京電力福島第一原子力発電所事故に係るモニタリングについては、「総合モニタリング計画」(平成23年8月モニタリング調整会議決定、令和3年4月改定)に基づき、関係機関が連携し、モニタリングを実施しており、東京電力福島第一原子力発電所の近傍、沿岸、沖合、外洋及び東京湾における海水・海底土の放射線モニタリングを実施しています。(農林水産省、国土交通省、環境省)
- 「海洋生態系の放射性物質挙動調査事業」により、水生生物中とそれを取り巻く生態系における放射性物質の挙動と決定要因の解明に関する調査研究のほか、総合モニタリング計画に基づき、河川や湖沼における水質及び底質等の放射性物質モニタリングを実施しました。(農林水産省、環境省)

カ 海洋の開発・利用と環境の保全との調和

- 今後、開発・利用の拡大が見込まれる洋上風力発電事業について、次の取組を行いました。(環境省)
 - ・規模が大きく、環境影響の程度が著しいものとなるおそれがある開発事業に関する適切な環境への影響評価の手續
 - ・環境影響評価に必要となる海洋の環境情報の収集
- 環境保全と両立した形で風力発電事業の導入促進を図るため、個別事業に係る環境

影響評価に先立つものとして、関係者間で協議しながら、環境保全、事業性、社会的調整に係る情報の重ね合わせを行い、総合的に評価した上で環境保全を優先することが考えられるエリア、風力発電の導入を促進し得るエリア等の区域を設定し活用する取組として風力発電に係るゾーニング実証事業を7の地域で実施しました。
(環境省)

- 沿岸域における海洋環境の把握のため、国内第一号となる苫小牧における海底下CCS事業を対象に、海洋中の水質・底質・底生生物等の環境モニタリング調査を実施し、結果を公表しました。(環境省)
- マイクロプラスチック自動分析手法の開発については、「第3部3(1)ウ」に記載しています。
- JAMSTECは、海洋の生物多様性、生息環境の観測手法及び収集データ解析による影響評価手法の開発を実施しました。(文部科学省)
- 海域環境に配慮しつつ、全国10港において、廃棄物埋立護岸の整備を実施しました。(国土交通省)

(2) 沿岸域の総合的管理

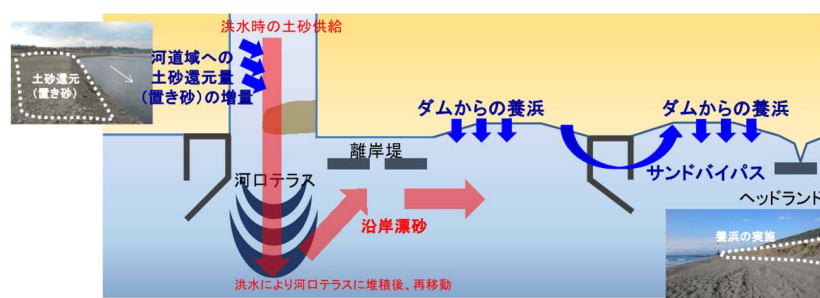
ア 沿岸域の総合的管理の推進

- 海洋プラスチックごみの削減に向けた、実態把握、回収処理、発生抑制対策に関する国内の取組については、「第3部3(1)ウ」に記載しています。

イ 陸域と海域との一体的・総合的な管理の推進

① 総合的な土砂管理の取組の推進

- 土砂の流れの変化に起因する土砂供給の減少による影響に対する問題が起きている沿岸域において、土砂移動のメカニズムを把握し、土砂管理に関する事業の連携方針や、適正な土砂管理に向けた総合土砂管理計画の策定を行い、方針・計画に基づき総合的な土砂管理の取組を推進しました。なお、令和3年3月時点では、一級水系においては7水系で総合土砂管理計画が策定されています。(国土交通省)
- 個別事案に対応し、ダムでは排砂バイパスの設置やダム下流への土砂還元、砂防では適切な土砂を下流へ流すことのできる砂防堰堤の設置や既設砂防堰堤の透過化



サンドバイパス概念図 (提供：国土交通省)

型への改良、河川では河川砂利採取の適正化、海岸では砂浜の回復を図るため、サンドバイパスや離岸堤の整備等侵食対策を実施しました。（国土交通省）

② 自然に優しく利用しやすい海岸づくり

○地域の実情に応じた多岐にわたる海岸管理の充実を目指すため、23の海岸協力団体が指定されており、更なる活動の活性化を図るため、海岸協力団体との意見交換会を開催しました。（農林水産省、国土交通省）

○毎年7月を「海岸愛護月間」とし、地域住民と連携した海岸空間の保全に取り組んでいます。期間中の活動実績は以下の通りです。（国土交通省）

- ・海岸清掃活動（123か所）
- ・環境保全・啓発活動（7か所）
- ・安全・避難訓練（3か所）
- ・海開きやビーチバレー大会などの各種イベント（65か所）

○衛星画像等からの海岸線の抽出等海岸保全施設等の点検・モニタリングに必要な手法等の開発やその普及に取り組みました。（農林水産省、国土交通省）

○国立公園の海域において、海域公園地区等の指定に向けた自然環境の調査を実施するとともに、国立公園内の海岸において海岸清掃等の事業を実施し、自然公園としての適切な保全を図りました。（環境省）



海岸清掃活動の取組（提供：国土交通省）

○生物多様性に配慮した施工により、防災機能の確保と生物多様性保全との調整を図りつつ、海岸防災林の復旧・再生事業を推進しました。また、生態系が有する多様な機能の把握と評価手法を確立することを目的に、環境研究総合推進費によって調査研究を推進しています。（農林水産省、環境省）

③ 栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進

○河川管理者・下水道管理者等の関係者が一体となって、水環境の悪化が著しい河川等における汚泥浚渫、河川浄化施設整備及び下水道整備等の対策を推進しました。特に、汚水処理施設の普及促進のため、「下水道クイックプロジェクト」による地域の実情に応じた早期、低コストな下水道整備手法を導入し、汚水処理人口普及率の向上を図りました。また、合流式下水道緊急改善事業制度等を活用し、合流式下水道の効率的・効果的な改善対策を推進しました。（国土交通省）

○汚水処理未普及人口の解消に向け、循環型社会形成推進交付金を活用して単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換を促進しました。（環境省）

○下水道法施行令により、令和5年度までに、各自治体において必要な合流式下水道の改善対策を完了することが義務づけられており、合流式下水道改善率は、令和元

年度末現在で、89.6%となっています。（国土交通省）

- 閉鎖性水域等栄養塩類の削減が必要な海域においては、水質を改善するため、下水処理施設の高度処理の整備を推進しました。（国土交通省）
- 漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進するとともに、赤潮により色落ちの被害が発生した海藻類への適切な栄養塩供給手法の開発を支援しました。（農林水産省）

ウ 閉鎖性海域での沿岸域管理の推進

- 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）に基づき、国及び地方公共団体は、公共用水域の水質の常時監視を実施しています。（環境省）
- 環境負荷の適正管理や保全・再生に向け、「全国海の再生プロジェクト」や海洋環境整備事業等の諸施策を展開し、東京湾、大阪湾、伊勢湾及び広島湾に関しては、各湾で作成された再生行動計画に基づき、関係機関の連携の下、環境モニタリングなどの施策を総合的に推進しています。（国土交通省、環境省）
- 漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しています。（農林水産省）
- 閉鎖性水域等の水質環境基準達成を目標に、下水処理施設の高度処理の導入を推進しました。また、伏木富山港（富山県）、大阪港、田子の浦港（静岡県）及び東京港において堆積汚泥等の浚渫・覆砂等を実施しました。（国土交通省）
- 全国88の閉鎖性海域を対象に、水質汚濁防止法に基づき、窒素及びりんに係る排水規制を実施するとともに、陸域からの汚濁負荷量の把握や水質等を把握するための調査を実施しました。（環境省）
- 港湾整備により発生する浚渫土砂等を有効利用した干潟等の保全、深掘り跡の埋め戻し等を実施したほか、漁業者等が行う藻場・干潟等の環境生態系の保全活動を支援しました。（農林水産省、国土交通省）
- 瀬戸内海の更なる環境保全・再生のために、以下の取組を実施しました。
 - ・瀬戸内海の有する多面的な価値及び機能が最大限に発揮された「豊かな海」を目指し、湾・灘ごとや季節ごとの課題に対応した施策を推進するための調査・検討を進めています。令和元年度、中央環境審議会において瀬戸内海における今後の環境保全の方策の在り方について審議され、令和2年3月に答申がなされました。令和3年1月には同審議会からの意見具申を踏まえ、同年2月26日に「瀬戸内海環境保全特別措置法の一部を改正する法律案」として閣議決定されました。（環境省）
 - ・漁業生産力の低下が懸念される海域においては、栄養塩と水産資源の関係の定量的な解明及び適正な栄養塩管理モデルの構築を推進しました。（農林水産省）
 - ・海洋環境整備船による海面の漂流ごみ等の回収を実施しました。（国土交通省）
- 有明海及び八代海等の再生のために、以下の取組を実施しました。
 - ・「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」では、海域環境の保全、改善等を図るための特定の漁港漁場整備事業に対する国の補助割合の嵩上

げの特例措置が規定されています。この特例措置は令和3年度末が期限となっていました。有明海及び八代海等の再生は道半ばであることから、令和3年3月に議員立法により改正され、特例措置の期限が令和13年度末まで延長されました。（総務省、文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）

・「有明海・八代海等総合調査評価委員会」や同委員会に設置された「水産資源再生方策検討作業小委員会」及び「海域環境再生方策検討作業小委員会」において、令和3年度を目途とする中間とりまとめに向けて、関係省庁・関係県が実施した調査の結果について情報収集等を実施しました。（農林水産省、環境省）

・海洋環境整備船による海面に漂流する漂流ごみ等の回収を実施したほか、地方公共団体が実施する下水道整備を社会資本整備総合交付金等により支援しました。（国土交通省）

エ 沿岸域における利用調整

○海面利用ルールの策定に向けた関係者間の協議の状況、ルール・マナーの効果的な周知、啓発等に関する情報交換を都道府県の水産担当部局と実施しました。また、都道府県での遊漁で使用できる漁具・漁法をとりまとめ、水産庁ウェブサイト²⁴に掲載する等、沿岸域利用者に対しルールの周知・啓発を行いました。（農林水産省）

○小型船舶の安全対策として、関係省令の改正によって平成30年2月1日から、原則として全ての乗船者にライフジャケットの着用が義務付けられたことを踏まえ、ポスター・リーフレットの配布及び周知啓発映像を作成し、関係省庁、団体と連携して周知啓発を図りました。（国土交通省）

○小型船舶の利用適正化に向けた利用環境の整備を進めるため、陸と海をつなぐ接点として「海の駅」の設置を推進し、マリインレジャーの振興を図りました。（国土交通省）

○平成25年5月に策定した「プレジャーボートの適正管理及び利用環境改善のための総合的対策に関する推進計画」に基づき、水域管理者等を中心として、各種の放置艇対策に取り組んでいます。（国土交通省）



うと海の駅（提供：宇土マリーナ）

²⁴ 「都道府県漁業調整規則で定められている遊漁で使用できる漁具・漁法（海面のみ）（水産庁）」
https://www.jfa.maff.go.jp/j/yugyo/y_kisei/kisoku/todo_huken/index.html